

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 育児休業制度等を周知し、男性職員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標2：介護看護休暇の時間単位の取得制度の周知。

<対策>

- 法に基づく諸制度の調査。
- 制度に関する資料を作成し、職員に周知。

目標3：年次有給休暇取得の促進。

<対策>

- 本部事務所にて職員の年次有給休暇の取得状況を把握。
- 取得状況一覧を部長会に提出し、各部署へ周知。